

## 夢洲残土処分計画について

情報公開請求して提供された令和3年2月26日、府市協会打合わせ資料、「取扱嚴重注意」と書かれた港湾局提出「夢洲残土処分計画について」を紹介する。

### 1 これまでの整理

- ・夢洲インフラ整備、万博・IRの施設整備で発生する建設残土は全て夢洲内で処分
- ・残土処分場所として、夢洲1区と夢洲2区を活用

### 2 状況の変化

- ・テクノポート線工事に伴う土壌調査により土壌汚染対策法の基準超過が判明  
夢洲2～4区の一部を区域指定するとともに、未竣功地で「自然由来等土壌海面埋立施設」の許可を取得
- ・万博・IRの検討による土量の調査  
万博会場建設に伴う建設残土が当初想定の30万m<sup>3</sup>から100万m<sup>3</sup>に増加  
IR区域の土砂を鋤取り、万博区域に流用することでIRの建設残土を200万m<sup>3</sup>から120万m<sup>3</sup>に抑制
- ・IR施設整備で建設汚泥が大量(130万m<sup>3</sup>)に発生することが判明  
個別指定制度の活用による夢洲内での再利用により処分費用を抑制(環境局と調整中)
  - ➡ 万博開催までに夢洲内で145～230万m<sup>3</sup>の土砂受入場所を確保する必要がある。
    - \* IRの土砂については、IR事業者の提案および万博会場建設工事との調整により、土量が増減

### 3 対応(案)

#### (1) 夢洲2区

- ・南東部水面12haにおいて、令和3年度に地盤改良を実施し、受入容量を確保(100万～140万m<sup>3</sup>)
- ・万博開催後であれば、万博会場の埋戻し(3区含む)や水面を活用できるため、IRの土砂受入も可能となる見込み

#### [課題]

万博会場内(ウォーターワールド)のため、受入可能時期等について万博側との調整が必要

#### (2) 夢洲1区

- ・万博会場計画において、パビリオン等の基礎工事で掘削した土砂約50万m<sup>3</sup>を1区地盤の嵩上げに活用する予定

#### [課題]

現在の汚染土壌処理施設の許可容量が23万m<sup>3</sup>であり、変更が必要

(2022年9月6日)